

## TFT 研究倫理委員会規程

2021年3月15日施行

第1条 日本TFT協会は、TFT研究倫理指針の趣旨に則り、TFT研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる研究の実施の適否について、その倫理的側面から審査を行う。

- (1) 研究倫理審査を必要とする研究者の申請による研究
- (2) 実施されている研究について問題を提起され、審査の要望があった研究
- (3) 委員会の審査結果に対する異議申立てのあった研究

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長から推薦された2名以上の研究者・実務家
- (2) 委員会が必要とする場合、委員会外部の研究者・実務家若干名

第4条 委員会を置き、委員のうちから互選する。なお、委員長が出席できない場合、委員長が委嘱した委員会メンバーが委員長の職務を代行する。

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、第3条(2)の委員は、当該案件の審査が終了次第、解任される。

第6条 自らが実施する研究が審査を受ける委員は、当該研究の審査に加わることはできない。

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

第8条 委員会の研究倫理審査の判定は、出席した委員の過半数をもって決する。

第9条 委員会は、委員長の名で研究倫理審査結果通知書（別紙）を研究者に交付する。

第10条 委員会は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させ、その意見を聴取することができる。

第11条 委員会の組織、審査過程、判定結果、その他委員会に関する事項は、公開できる。

ただし、個人の人権・プライバシー、研究に関する独創性もしくは知的所有権を害するおそれがある場合を除く。

第12条 本規程の改正は、委員会の発議により行われ、日本TFT協会理事会が行う。

附則 本規程は、2021年3月15日から施行する。